



## オレゴン州における新事業設立

---

テイラーグローバル法律事務所  
オレゴン州ポートランド市

***GLOBAL SOLUTIONS FOR GLOBAL BUSINESS***

PAUL TAYLOR 弁護士

テイラーグローバル法律事務所  
THREE CENTERPOINTE DR., SUITE 250  
LAKE OSWEGO, OR 97035  
TEL: 503-906-2207  
FAX: 503-620-4878  
PTAYLOR@TAYLORGLOBALLAW.COM  
WWW.TAYLORGLOBALLAW.COM

## オレゴン州における新事業設立

この小冊子はテイラーグローバル法律事務所により作成された、米国における新事業設立のためのガイドブックです。当事務所はオレゴン州に在しておりますので、ほとんどのインフォメーションは、オレゴン州及びワシントン州に焦点を置いてあります。しかしながら、米国のほとんどの州において同じ原理が適用されます。

以下のインフォメーションは最も基本的で、一般的な内容ですので、業務・手続を開始される前に詳細を確認されることをお勧めいたします。

この小冊子には、以下の事項が含まれています。

1. オレゴン州において新事業を始める際のチェックリスト
2. 米国における会社形態の選択
3. オレゴン州における会社設立
4. オレゴン州における会社設立の際のチェックリスト
5. ビザ
6. テイラーグローバル法律事務所のご紹介

当事務所においては、米国で新しく事業を開始される企業に対する法律のご援助を専門としております。当事務所にてご援助できることがございましたら、下記までご連絡下さい。

ポール・テイラー弁護士  
テイラーグローバル法律事務所  
***Global Solutions for Global Business***  
Three Centerpointe Dr., Suite 250  
Lake Oswego, OR 97035  
Tel : 503-906-2207  
Fax : 503-620-4878  
ptaylor@taylorgloballaw.com  
www.taylorgloballaw.com

## オレゴン州において新事業を始めるための必要事項

1. 新事業の組織編成の選択。選択肢：支店事務所、スタンダード C コーポレーション、S コーポレーション、または限定責任会社（LLC）。組織を決める際、税法面での影響を考慮に入れる必要がある。
2. 会社名の選択。オレゴン州企業局及び米国特許商標庁（関係がある場合）に使用可能であるか確認する必要がある。
3. 株主、資本金、役員及び取締役等の新会社の基本的な組織編成を決めること。
4. 定款（Articles of Incorporation; LLC の場合は Articles of Formation）の作成、そしてオレゴン州企業局へ提出。支店事務所の場合、Application for Authority to Transact Business をオレゴン州企業局へ提出する必要がある。
5. 新会社の組織完成のために義務付けられている書類の全ての作成・署名。会社の場合、Bylaws、Board Resolutions 及び Subscription Agreements、LLC の場合、Operating Agreement が含まれる。
6. IRS に対する、雇用者 ID 番号（FEIN）の申請。
7. 会社の銀行口座開設。
8. 不動産を探す。新しい事務所、製造施設または倉庫スペースの売買契約書又はリース契約の作成、交渉及び締結。
9. 州と市政府の代表者と経済的な支援について調整する。
10. 外国人従業員のビザ申請書の作成及び移民局への提出。
11. オレゴン州歳入局への“Combined Employer Registration Form”の提出。この書類を提出することにより、州収入税、失業税及び transit district 税のための必要な登録を行なう。
12. SAIF Corporation 又は他の保険会社から労働者災害補償保険を取得する。
13. オレゴン州労働産業省に連絡し、義務付けられている雇用者ポスターを取得する。
14. 新しい事業が存在する郡または市から事業許可を取得する。

15. 価値ある名前及びロゴ等を保護するための商標権の必要性を検討する。もし、商標権が必要であれば、米国特許商標庁に商標権申請を行なう。
16. トレード・シークレット、著作権及び特許権を通して知的財産の保護を検討する。適切な処置を行なう。
17. 新しく雇用した従業員を、20日以内にオレゴン州 Child Support 事務所へ報告する。
18. 雇用契約書または従業員ハンドブックの必要性を検討する。
19. 給与支払において、給与支払会社の使用を検討するなどの準備を行なう。
20. 公認会計士の選択。
21. 他の保険の必要性の検討。必要に応じて保険外社に相談。

## 米国における会社形態の選択

米国において新規に事業を行なう場合に考慮すべき会社形態として、いくつかの形態が存在している。それぞれの会社形態には有利な点と不利な点があり、その選択には、費用、時間、管理の煩雑さ、税法上の取り扱い及び法律効果の面から、慎重に検討を加えなければならない。

### 1. 支店 (Branch Office)

米国における第一のビジネス形態は、支店 (branch office) である。この場合、米国において新たな法人を設立する必要がない。むしろ、外国企業が、直接的に米国において事業を営むことになる。

この場合、当該外国企業は、米国の会社登録の要件とは無関係に、米国において限定的なビジネスを行なうことができる。これらの認められるビジネス活動としては、限定的な資格の下で注文を受けること、独立の事務処理を行なうこと、銀行口座を維持すること及び一定の限定的な条件の下で金銭消費貸借をすること等が含まれる。

しかしながら、仮に当該外国企業がこれらの限定的な範囲を超える活動をする場合には、ビジネスの行なわれる州の企業局 (Corporation Division) において登録をしなければならない。登録の具体的な手続は州毎に異なっているが、通常はごく簡単な手続となっている。1回だけ登録料を支払うことが通常要求されており (ワシントン州では\$175であり、オレゴン州では\$50である) 米国でのビジネスを継続する外国企業は、登録更新料の支払い (オレゴン州では\$100で、ワシントン州では\$69である) と共に年次報告書を提出しなければならない。更に、地域によっては地方政府が登録又は許可の取得を要件として定めることもあるが、その手続は比較的簡易でかつ経費もあまりかからない。

支店を通じて米国で事業を営む主たる利点は、新たな法人格を形成する必要がないという意味で、手続が単純なことである。主たる不利点は、支店を通じてビジネスを行なうことによって生じる法的責任を、本店である外国会社が免れないことである。言葉を代えて言えば、米国支店のいかなる法的責任もそれはまた本店である外国会社の法的責任となる。この理由のため、ほとんどの外国会社は、米国において支店を開設することを避けているのが現状である。

税法上の観点から言うと、本店たる外国会社が、「米国の事業に関与している」場合は、米国の法人税の対象になる。当該会社がこのような関与をしている場合、会社に対して、当該支店により発生した純収入に対して最高で35%の税金が課されることになっている。その上、米国支店の主事業により発生したのではないが、米国を源泉とする収入、例えば利息、株式配当、賃料には30%の源泉徴収税が課される。

米国との税法条約加入国に存在する外国会社は、この30%の源泉徴収税は、条約により、減額されるかまたは免除される場合がある。

このような同様の税法条約の下で、当該企業が米国に「恒久的施設」を持たない場合、米国法人税が課されないことがある。一般的には、米国内で実際に事業を営む如何なる外国会社も、米国に「恒久的施設」を持っていると見なされ、米国においての収入に対し、米国法人税の対象となる。

利息や株式配当支払のような米国支店から当該外国企業への支払いに対しては、30%の源泉徴収税が課されない。しかしながら、外国への果実支払金と見なされる収入（現実に支払われたかどうかは問わない）に対しては、30%の「支店利益税」が課されることがある。但し、この税金も、同様に、条約により、減額又は免除されることが多い。

## 2. 現地法人(子会社/関連会社)

数々の理由から、外国企業が米国で活動する際の拠点として最も広く利用されているのは、子会社の形態である。

会社設立の法律・規則は、州毎に異なっている。ほとんどの州では、定款（Articles of Incorporation）の作成及び会社部門への提出が要求されている。定款には、会社の名称、授権株式総数、額面、公式の通知を受領するための登録代理人（registered agent）の指定、ないし役員及び取締役の免責や責任の限度を定める条項等の会社の基本を説明するもので、一般に非常に簡潔なものである。少額の登録料（オレゴン州では\$100であり、ワシントン州では\$180である）が必要である。

定款の提出後、会社は、株主に対する株式の発行、取締役及び役員の選任、内部組織に関する基本決議の採用等によって設立手続を終了しなければならない。このために、付属定款（Bylaws）、新株引受契約書、取締役会の決議など、その他の付随的な書類も通常作成されることになっている。

子会社の主たる利点は、適切に設立・運営が行なわれてる限り、その株主（親会社を含む）を責任から守ることができるという点である。会社を適切に運営するためには、以下のような一定の会社の形式が遵守されることが必要である：（1）会社役員又は取締役の一定の行為に関する取締役会又は株主総会からの適切な承認；（2）会社の運営に充分なだけの資本；及び（3）独立の銀行口座及び財務諸表。最後に、会社は、年次報告書を提出し、毎年年間登録料（オレゴン州では\$100、ワシントン州では\$59である）を支払わなければならない。

税法上の観点からいうと、会社に対しては、全世界での収入に対して最高で35%の米国所得税が課される。外国において所得税が課された外国を発生源とする収入に対しては、当該米国企業が、その外国での課税を控除することができる場合がある。

米国の源泉徴収税としては、子会社から外国の親会社に対する利息、株式配当、使用料、賃料、及びその他同種の支払いに対して、（条約で減額又は免除されない限り）30%が課されることになっている。仮に、子会社の資本が充実していない場合（過小資産）には、米国法によって、親会社に対する利息支払いの全部又はその一部の損金算入（又は所得控除）が否認されることがある。

### 3. 限定責任会社（Limited Liability Company）

LLC と呼ばれる限定責任会社は、米国では比較的新しい会社形態であるが、最近数多く利用されている。LLC とは、通常会社とパートナーシップの中間的な形態であって、両法人格形態の利点を結合したものである。

会社と同じく、LLC は、適切な運営がなされている限り、その所有者をその法人格の経営に起因する責任から守ることができる。

又、パートナーシップと同じく、LLC は、法人格の全ての課税可能な収入や損失をその所有者に「移転」できる場合がある。そのため、税金は所有者のレベルで一度のみ支払われることになる。通常会社の収入においては、第1に会社のレベルで、会社自身に課税され、その後、株主のレベルでも、株主に支払われた全ての配当金に対して課税がなされる。

LLC の他の利点としては、法人格の所有方法、経営方法及び財政的な事項に関しては、所有者が比較的自由に決定できることが挙げられる。通常会社形態においては、株主に生ずる全ての財政的な利益は、各株主の所有株式の割合に応じて与えられなければならない。しかし、LLC では、その必要がない。

LLC の主たる問題点は、税金の「移転」の利点を得るために LLC の所有者はアメリカで確定申告する必要がある。このため殆どのアメリカに投資をする外国の企業は LLC ではなく通常のコーポレーションを選ぶ。

LLC を新規に登録するための費用は、オレゴン州では\$100 であり、ワシントン州では\$180 である。登録維持のための費用は、オレゴン州では\$100 に対して、ワシントン州では\$69 である。

### 4. その他

米国内でビジネスを行なう方法として、他にも数多くの方法がありうる。例えば、パートナーシップ（partnerships）、ジョイント・ベンチャー（joint ventures）、代理店契約（distributorships）及びフランチャイズ（franchises）等である。それぞれの形態には、固有の要件、利点や問題点があり、選択前に十分に検討を加える必要がある。

いずれの形態を選択する場合でも、米国におけるビジネスを行なう上で必要なその他の法的な論点の検討も忘れてはならない。例えば、各地方のビジネス・ライセンスの取得、米国政府への適切な報告書面の提出、税・雇用問題や労災補償の取り扱い等である。

## オレゴン州における会社設立

オレゴン州を含め、米国の多くの州では、他のほとんどの国においての設立に比較して、より簡単な手続で会社を設立することが可能である。通常、会社は数日以内に比較的わずかな費用で設立ができる。当然、複雑なビジネス上及び法律上の問題点を含むような場合には、より多くの時間も費用もかかりうる。

本小冊子は、オレゴン州及び米国の他の州における会社設立手続に関する情報を提供することを目的としている。

### 1. 設立の手続

#### 1.1 会社の名称

会社の名称には、“corporation,” “company,” “incorporated,” 又は“limited”の文字、又は、これらの略称を含めなければならない。会社の名称は、すでに存在する別の会社と同じ名称又は類似の名称を選ぶことは出来ない。

#### 1.2 基本定款(Articles of Incorporation)

基本定款とは、会社設立のための基本的書類である。基本定款に記載すべき事項は以下の通りである：

- (a) 会社の名称
- (b) 会社の授権株式の総数及び一株あたりの額面額
- (c) 登録上の事務所(registered office)の名称及び住所、(弁護士が登録代理人となる場合が多い)。
- (d) 各発起人(incorporator)の氏名並びに住所。

その他に、通常、基本定款に記載されるのは、株主の新株引受権及び累積投票権の付与又は剥奪に関する規定、第 1 回目の取締役の名前及び住所、役員及び取締役が役務中に請け負った責任等から免責するためのガイドラインを設定した規程等が含まれる。

基本定款は、発起人が作成しこれに署名した後、州務長官(Secretary of State)に届出を行う。各州によりその登録料が異なるが、オレゴン州の場合、\$20 である。登録後、会社部門は正式な日付印が押されたコピーを発起人に送り、会社は、その届け出の日に法人格を取得する。

### 1.3 付属定款(Bylaws)

付属定款は、会社内部の運営方針を定める文章である。通常、第 1 回目の取締役が作成するが、株主又は取締役がこれを変更する権限を有する。付属定款には、株主総会の開催場所・日時及びこれに関する規則、取締役の人数・資格及び選任手続及びこれに関する規則、取締役会の開催場所・日時及びこれに関する規則、並びに、会社役員 of 義務その他の事項が記載される。

### 1.4 会社の資本充実

他の国々と異なり、オレゴン州及び米国の他の州では、株式の発行及び振込は会社の成立後に行われる。従って、外国企業がアメリカに子会社を設立する場合には、その子会社が成立した後に、資本金を送金すれば足りる。当然、新会社が新事業を開始するまでには、資本金が振り込まれる必要がある。他の国々と異なり、オレゴン州法では、会社が特定の最小資本金を維持することは法律上の要請ではない。しかしながら、米国法の下では、会社はその事業経費を補うのに十分な資本金を常に維持することが義務付けられている。当然のことながら、その金額は、事業内容により、会社毎に異なる。仮に会社の資本金が必要レベルに維持されていない場合、会社は、裁判所により「当該会社が株主(親会社)とは別個独立の存在とは認められない」と判断され、株主が会社の債務につき責任を問われる可能性がある。米国においては資本金額は、会社の価値を判断する有効な指標になるとは限らない。

会社が発行する株式の総額は基本定款の中で定められる。その額は、基本定款の変更によってその増減が可能である。会社は設立の時点で全ての株式を発行することもできるし、またその一部を発行し、後にまた発行することもできる。多くの会社は後者の方法を用いている。

### 1.5 株式の発行

一旦会社が設立し、資本金が払い込まれた後、会社は株主に対し株式を発行する。株主の発行は、取締役会の決議により許可されなければならない。会社は、議決権を有する株式、議決権なき株式、優先株、普通株など数種の株式を発行することができる。株式に対する振込み手段としては、現金、財産、現実の労務又はサービスの提供によることもできる。

### 1.6 取締役(Directors)

会社のビジネス運営は、取締役会で行われる。取締役の員数は、基本定款又は付属定款に記載される。オレゴン州及び他のほとんどの州では、会社には少なくとも 1 名の取締役がいなければならない。取締役は株主総会において選任される。取締役は、必ずしも米国市民又は米国居住者である必要はない。

## 1.7 役員(Officers)

日本及び他のほとんどの国と異なり、米国内の州法においては、会社の取締役及び役員を分けている。会社の取締役が役員でない場合もあるし、またその逆の場合もある。会社の事業全体については、取締役会が監督するが、会社の日常の業務については、取締役会から会社役員に権限を委譲できる。

役員についての規定は各州により異なるが、オレゴン州法では、一名の社長(president)及び一名の秘書役(secretary)が取締役会において選任されなければならない。会社は、例えば副社長(vice president)又は財務役(treasurer)のような、その他の役員を選任することができが、義務付けられてはいない。一人で複数の役員を兼任することも認められている。役員は米国市民又は居住者である必要はない。

## 1.8 株主総会及び取締役会

株主総会は、少なくとも年 1 回開催しなければならない。基本定款あるいは付属定款に反対の定めがない限り、株主総会は、世界中どこで開催しても良い。ほとんどの州法下では、取締役の全員が措置を明記した書式に署名した場合には、現実に取締役会を開催する必要性はない。

## 1.9 帳簿並びに会計記録

会社は、(1) 正確かつ完全な会計帳簿、(2) 株主総会・取締役会の議事録、及び(3) 株主名簿を保存しなければならない。これらの書面は、登録上の事務所又は事業の主たる場所に保存されなければならない。

## 1.10 アニュアルレポート

会社は、\$100 の手数料と共に、毎年州務長官(Secretary of State)に対して、簡単な年次報告書を提出しなければならない。

## 1.11 登記

連邦政府、州、郡及び市に対する登録手続きは、会社の事業の種類により異なる。通常の登記手続きは下記のようになる。登記手数料は通常ごく少額である。

### (a) 連邦政府

会社は、内国歳入局(Internal Revenue Service、「IRS」)に対し、連邦税納付番号(federal tax identification number)を申請しなければならない。なお、会社の連邦税の申告は、この番号により行なう。

### (b) 州

事業の性質により異なるが、何種類もの登録が要請されることがある。会社は、一切の給与の支払いをする前に、オレゴン州歳入局(Department of Revenue)に対し、結合雇用者登録(Combined Employer's Registration)の書式を提出しなければならない。会社は歳入局より口座番号を受け取る。この番号は全ての給与に関する税（源泉徴収、通行税、失業税、及び労働者補償評価等）の報告及び支払いに使われる。

(c) 郡及び市の免許

ほとんどの市において、会社がある市内に事務所を持つ場合には、事業免許(business license)の取得が必要になる。このような免許は通常簡易に取得することができる。

1.12 税金及び税務申告

(a) 連邦政府

連邦政府に対しては、定期的に、少なくとも、所得税、雇用税及び源泉徴収税の税務報告書を提出しなければならない。

(b) 州

オレゴン州の税金として、時々変更されるが、純所得に対する所得税及び固定資産税が課される。オレゴン州には、売上税(sales tax)がない。

(c) 郡・市

オレゴン州では、ワシントン郡、ムルトノマー郡及びポートランド市が、追加的な税を課している。

1.13 外国為替管理法

米国には、外国との間で生じる資金の授受を一般的に規制する法律は存在しない（但し、\$10,000以上の現金等を携帯する場合には、税金にこれを申告する必要がある。）。従って、米国内の子会社に対する送金、又は、米国会社からの外国株主への配当には、米国の許・認可を受ける必要はない。当然、外国における外国為替管理法上の届出、許可取得の義務は、これを遵守する必要がある。

2. 会社設立の最小の段階

段階で決定する必要があるのは、下記の事項である：

- (a) 新会社の名称。その名称の会社が既存する場合があります、必ずしも希望の名称が可能とは限らないので、何種類かの名称を用意しておくことが賢明である。
- (b) 新会社の住所。世界中のどこに存在してもよい。
- (c) 新会社の株主の名前及び各株主がその会社の何%を所有するかについての数字、そしてその所有率に対して各株主が払う最初の資本金額。
- (d) 株主が資本金を払込む日付。
- (e) 取締役の名前。
- (f) 役員の名前。
- (g) 年次株主総会及び取締役会の日付。
- (h) 新会社の会計年度。ほとんどの米国企業は 1 月から 12 月という会計年度を使用しているが、どの月から始めてもよい。

## オレゴン州における新会社設立のための質問書

1. 新会社の名称：（選択した会社名が使用可能でない場合のため2つ以上の名称を記載していただいても結構です。会社名は、Incorporated, Inc., Company, Co., Corporation Corp., Limited,またはLtd.を含む必要があります。）

\_\_\_\_\_

2. 会社の住所：オレゴン州内でもまた州外でもかまいません。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3. 新会社の株主名（会社又は個人）、持株比率（合計で100%にならないければいけません。）各株主の最初の資本金払込額（法律で定められた最少限度はありません。）：

<u>株主名</u>	<u>比率</u>	<u>払込額</u>
_____	_____ %	\$ _____
_____	_____ %	\$ _____
_____	_____ %	\$ _____
_____	_____ %	\$ _____

4. 最初の資本金支払い日：

\_\_\_\_\_

5. 新会社の取締役（オレゴン州法では最低1名が必要であり、人数制限はありません。）：

<u>取締役員名</u>	<u>住所</u>
_____	_____
_____	_____

---

---

6. 新会社の役員（オレゴン州法下では社長 1 名、秘書役 1 名が必要ですが、兼任可能です。また、他の役員、例えば取締役会議長、副社長または財務役等を指名することもできます。）：

役員名

役職

---

社長 (President)

---

秘書役 (Secretary)

---

---

---

---

---

---

7. 新会社の会計年度： \_\_\_\_\_

8. 新会社の取引銀行： \_\_\_\_\_

9. 新会社の口座の署名権を持つ方： \_\_\_\_\_

## 移民法（ビザ）

米国市民以外の全ての者は、アメリカ合衆国に入国するためには、米国移民法及びその規則を遵守しなければならない。本小冊子は、米国移民法が外国企業に適用される場合に関して、基本事項を説明したものである。

外国人がアメリカ合衆国に入国するためのビザは、非移民ビザ(nonimmigrant visas)及び移民ビザ(immigrant visas)の2つのカテゴリーに分けることができる。非移民ビザによって、米国市民でない者は、一時的に米国内に居住をすることができる。移民ビザは通常「グリーン・カード」と呼ばれるが、これによって、米国市民でない者は、永住権(permanent residency)（期間の限定なしに、米国に居住をし、労働をする権利）が与えられる。以下では、両者のビザを説明する。

### 1. 非移民ビザ(Nonimmigrant Visas)

非移民ビザには多くの種類があるが、以下では、従業員を米国に派遣しなければならない外国企業にとって重要なビザを取り上げる。

#### 1.1 ビザ・ウェーバー・プログラム(Visa Waiver Program)

ビザ・ウェーバー・プログラム（特定のビザの取得を要請しない制度）によると、日本及びその他のいくつかの指定された国から米国を訪れる者は、ビザなしで一時的に入国することが出来る。この制度が適用されるためには、訪問者は、この制度が指定する国（日本も含まれる）の市民であることが必要である。この制度によると、90日を越えない期間、米国に滞在することが出来るが、その期間は米国の企業又は米国人に雇用されてはならないし、それらの者から報酬を受けてもならない。なお、この制度によって米国に入国した場合、滞在期間の延長も認められないし、他のビザへの変更も認められない。

#### 1.2 B ビザ

6ヶ月を超えない期間、商用目的又は観光目的で、米国に入国希望する者は、海外の大使館又は領事館でのBビザの取得を考慮するべきであろう。商用目的の場合にはB-1ビザが、観光その他の娯楽を目的とする場合にはB-2ビザが発行される。Bビザを取得するためには、帰国後戻るべき永住目的の住所

(permanent residence)を米国外に有することが必要である。更に、Bビザを有する者は、米国内において商業活動を行なうことができるが、米国企業又は米国人に雇用されてはならないし、報酬（宿泊その他の実費を除く）を受けることも出来ない。しかし、Bビザを有する者は、顧客との会議、契約交渉、一般的な商用会議ならびにイベントへの出席、事業締結者との会議及びアメリカにおけるオフィス開設準備等の事項を行なうことはできる。

### 1.3 E ビザ

米国は約 80 か国との間で条約を締結しており、それぞれの国と米国とのビジネスを容易にするために、その市民の米国への入国を認めている。このための E ビザとしては、2 種類のビザがある。E-1 ビザは、米国を海外企業とのビジネスを円滑化するために米国に入国する必要のある「条約貿易者」(treaty trader) に適用がある。E-2 ビザは、米国において実質的な額の投資を行なう「条約投資家」(treaty investor) に適用がある。いずれのビザにおいても、E ビザが認められるのは、外国企業のマネージャー(manager) 又は幹部職(executive) で、その企業を代表して米国に一時的に入国する必要のある者、及び企業の効率的な運営に必要不可欠な特殊技術(special skills) を有する者に対して、発給される。

E ビザの申請には、米国外に在住する申請人は詳細な申請書を、在住する国の米国大使館または領事館へ提出しなければならない。米国内に他のビザにて滞在している申請人は、米国大使館または領事館へ提出する代わりに、米国内の適切な移民局地域サービス・センター(Citizenship and Immigration Services) に申請書を直接提出する方法も可能である。大使館または移民局に関わらず、申請書には、条約貿易者又は投資家及び米国に派遣する従業員に関する各種の情報を記載しなければならない。通常、E ビザは最初 3 年間ないし 5 年間で有効期間として発給されるが、条約貿易者又は投資家の必要に応じて何回でも更新することが出来る。

### 1.4 H ビザ

米国内の一時的労働者のための H ビザには、数種類のタイプがある。H-1B ビザは、特殊の職場に一時的に労働するため米国への入国を希望する外国人に良く利用されているビザである。E ビザや以下に述べる L ビザとは異なり、H-1B ビザの所持者は、仮に海外の活動と何等の関係のない場合であっても、米国のビジネスのために労働することが出来る。H-1B ビザを取得するためには、申請者は米国の学士の資格(bachelor)に相当する専門家(professional)でなければならない。一定の場合には、海外における特殊の訓練又は専門職の経験があれば、学士の資格に代替することもありうる。

H-1B ビザの申請には、申請人は、最初にその地域を管轄する米国州労働局及び米国労働省に対して、その給与額が米国内のその特定の地域における当該職種の平均的な給与額以上である旨を立証する申請書を提出しなければならない。その後、決定を受けるため、申請人は、米国内の適切な移民局地域サービス・センターに詳細な申請書を提出しなければならない。一旦承認を受けると、米国外にいる申請人は、海外の米国領事館において現実にビザを取得するか、要件が充足している時には、米国内での地位の変更をしなければならない。H-1B ビザは、通常、最初 3 年間で有効期間として発給されるが、米国の雇用者の要請があるときは、最高で 6 年まで延長することが出来る。

## 1.5 L ビザ

L ビザは、その幹部 (executive)、マネジャー (manager) 又は特殊技能従業員 (specialized employee) を米国の関係会社に派遣することを考慮している外国ビジネスにとって適切なビザである。L ビザの資格があるというためには、当該従業員は、過去3年間の内、少なくとも1年間は、米国外に存在する会社であって、その働くことを考慮している米国会社と関連する会社において、幹部職、マネジャー職又は特殊の知識を必要とする地位に就いて労働した経験を有していなければならない。

L ビザを取得するためには、申請人は、最初に外国雇用者、米国関連会社及び申請者個人の資格を詳細に説明する申請書を、米国内の適切な移民局地域サービス・センターに提出しなければならない。一旦、移民局で承認を受けると、海外の米国領事館においてビザを取得するか、米国内でビザの変更をしなければならない。通常、L ビザは期間として3年間（米国で新たに事業を始める場合には1年間）を当初の有効機関として発給されるが、最長で7年（特殊の知識を要する従業員については5年）まで延長をすることができる。

## 1.6 その他の一時在留用のビザ

その他にも、米国への入国を希望する外国人が利用できる一時留用のビザが何種類か存在する。これらの中には、学生用の F ビザ、一定の一時的労働者用の H-2B ビザ、一定の訓練生のための H-3 ビザ、交換留学生用の J ビザが含まれる。それぞれのビザには、固有の要件及び手続が定められている。

## 2. 移民ビザ (Immigrant Visas)

移民ビザは、以下の3種類に分類されている：雇用関係に基づくもの、家庭関係に基づくもの、及び政治的理由に基づくもの（亡命者）。それぞれの種類は、更に優先順位に従って細分化されている。一般的に、優先順位が高いほど、移民ビザ発給までの事務処理の時間が短いという傾向がある。以下では、更に5つに細分化されている雇用関係に基づくビザを説明する。

### 2.1 第1順位 (First Preference) : 優先的労働者

一定の個人は、この「第1順位：優先的労働者 (Priority Worker)」移民ビザを取得することが出来る。外国企業に関係するものとしては、米国にある関連会社で働くために米国に派遣された多国籍企業の幹部又はマネジャーのための第1順位ビザである。このビザは、上に言及した L ビザに非常に類似している。このビザの資格を有するためには、当該労働者は過去3年間の内少なくとも1年間は、労働を予定している米国企業の関連会社である外国企業で働いた経験がなければならない。更に、当該労働者は、当該会社において実質的責任を有する幹部又はマネジャーでなければならない。L ビザとは異なり、移民ビザ

は、幹部又はマネジャーではないが、特殊の知識を有する労働者（Lビザは可能であるが）には与えられない。

このビザは、更に、化学、芸術、教育、事業又は運動の分野で並外れた能力（*extraordinary ability*）を有する個人や、傑出した教授並びに研究者に対しても与えられる。

このビザの取得手続は、以下の2段階からなっている。第1段階として、申請人は、申請者個人に関する情報、及び（必要な場合には）申請人の海外及び米国の雇用主に関する情報と共に、米国内の適切な移民局に申請書を提出しなければならない。一旦、承認を受けると、申請人は、海外にある米国領事館よりビザを入手するか、又は申請人が米国内にいる場合には、各地の移民局において地位の調整（*adjust status*）をしなければならない。いずれの場合も、申請人は、現実にビザを入手する前に、各種の追加的文書及び情報を提出しなければならない。この第1順位でのビザの発給は、米国議会の定める枠の範囲内で行われることになってはいるもの、今日までのところ、第1順位のビザの資格のある者は、申請の承認と同時にビザの申請又は地位の調整をすることが出来ている。

## 2.2 第2順位（Second Preference）：卓越した能力

第2に順位移民ビザは、卓越した能力（*extraordinary ability*）を有する外国人または高等教育の資格（*advanced degrees*）を有する外国人に与えられる。このビザの資格を得るためには、申請人は、特定の専門分野での卓越した能力を有するか、又は米国の学士相当を超える学位を含む高等教育の資格を有していなければならない。

このビザの取得手続は、以下の3段階からなる。第1段階として、申請人は、米国労働省より証明書を入手しなければならない。これは、米国雇用者となりうる者が第1に当該のポジションに資格のある米国労働者からの採用を試みなければならないという時間のかかる手続である。そのための資格のある米国労働者を見つけられない場合には、第2段階として、米国雇用者が、米国内の適切な地域移民局サービス・センターに申請書を提出する。一旦、その承認を受けると、第3段階として、申請人が海外の米国領事館からビザを入手するか又は米国各地の移民局事務所において地位の調整をしなければならない。いずれの場合にも、申請人は、現実にビザを入手する前に、各種の追加的な文書および情報を提出しなければならない。同時に、米国議会は第2順位ビザに一定の枠を与えているため、ビザが発給されるまで又は労働の地位に調整がなされるまで、一定期間待たなければならない結果となっている。

### 2.3 第3順位 (Third Preference)

第1順位ビザ又は第2順位ビザに該当しない労働者は、第3順位ビザの資格を有することもありうる。第3順位ビザは、高等教育の資格 (advanced degrees) を有しない専門家、熟練労働者 (skilled workers)、その他の労働者のためのものである。高等教育の資格を有しない専門家というためには、その個人は、一定分野の専門家の一人であること及び米国の学士 (bachelor) に相当する資格を有することが必要である。熟練労働者というためには、その個人は、少なくとも2年間、特定の職の訓練を受けたこと又はその経験を有していなければならない。「他の労働者」とは、上記のカテゴリーに該当しない全ての労働者である。

第3順位ビザの申請手続は、第2順位ビザの手続きに類似している。第1に、申請人は、求職活動の努力をした後で、証明書を米国労働省から入手しなければならない。第2に、申請人は適切な移民局地域サービス・センターに申請しなければならない。第3に、申請人は各地の移民局事務書において現実のビザを取得することになる。

### 2.4 その他の移民ビザ

この他にも、ビジネスに関連して発給される移民ビザが存在する。例えば、第5順位の投資者ビザがそれに該当する。このビザは、米国の新規又は既存の企業に対して少なくとも百万ドル (但し、一定の不況の地域においては、50万ドル) を投資し、米国労働省に少なくとも10のポジションを提供する個人又は企業が、入手可能である。

## テイラーグローバル法律事務所のご紹介

テイラーグローバル法律事務所は、オレゴン州ポートランド市に事務所ある、国際ビジネス関連業務を専門とする法律事務所です。私共の専門分野の主な事項は以下に代表されます。

### ビジネス・会社法

私共はビジネス・会社法の分野における幅広いアドバイスを提供しております。その主な例は以下のようになります。

- 適切な法人形態の選択（支店事務所、C コーポレーション、S コーポレーション及び限定責任会社）、法人設立に必要な書類の準備作成及び提出、そして法人設立後の様々な問題に対する一般的アドバイスの提供、を含むアメリカ国内における新しい法人設立の援助。
- 売買契約、テクノロジー開発及びライセンス契約、または代理店契約における標準的な契約条件を含む、サプライヤー、カスタマー及びパートナーとのビジネス契約の準備作成及び交渉。
- 特許権、商標権、著作権及びトレードシークレットを含む知的所有権の判断、保護及び許可取得。
- 雇用問題における基本的アドバイスの提供、及び被用者ハンドブックを始めとする基本的な雇用におけるポリシーの作成援助。
- 義務づけられている取締役総会及び株主総会の書類の準備作成及び登録代理人としての業務を行うことを始めとする継続的な会社管理の援助。
- リース契約及び不動産売買契約の準備作成及び確認を含む、不動産に関するプロジェクトの援助。

### 移民法

当事務所では、移民法の面におきまして、幅広いリーガル・サービスを提供しております。当事務所の弁護士は、以下の事項を含む様々な種類の移民法問題に関して豊富な経験を有しております。

- B, H, L, E 及び TN を含むすべての種類の非移民ビザ。私共のは、クライアントの方のビジネスにおいてどの種類の選択が最も有利であるかを評価し、必要なビザ取得のための計画を立て、ビザ申請書の作成・提出を行い、移民局及びビザ取得のため海外のアメリカ領事館との連絡をとる等の作業を行います。その他にもビザ延長申請及び「スタティス変更」申請などの代理も行います。
- 雇用関係及び家族関係に基づく移民を含むすべての種類の移民ビザ（グリーンカード）。それらには、労働証明書申請、「reduction in recruitment」多国籍企業幹部の種類の申請、「National Interest Waiver」に基づく申請等が含まれ

ます。

- 市民権取得に関連する問題。
- 雇用者の方々に対する「I-9」に関連した問題。
- 強制出国及び、移民法裁判所または移民法上訴委員会への出頭を含む他の事務的訴訟問題。

## テクノロジー

当事務所の弁護士は、テクノロジー産業のクライアントの方々に対する法律のご援助に関しては豊富な経験を有しております。以下に記述いたしましたように、私共の業務の焦点は、テクノロジーの開発、ライセンス取得及び保護、そしてそれらに関連した知的所有権問題におかれています。

- テクノロジー開発及び知的所有権の問題に関し、私共はクライアントの方々の数々のプロジェクトに対しご援助を提供してきました。それらのプロジェクトは、テクノロジー開発を奨励する計画の創案及び実行、他者の所有する知的所有権侵害を避けること、また、知的所有権への投資を最大にすること等を含みます。また、私共は、雇用者及び被用者間、または会社間のテクノロジー開発に関する契約の交渉及び契約書の草稿も行います。
- 私共は、クライアントの方々がライセンス契約を通しテクノロジーを使用できるようご援助いたします。ライセンス契約取得計画を実行するに際し、アドバイスを差し上げたり、ライセンス契約の交渉、契約書の作成、そして争議解決を含む、ライセンス契約に係る継続的なご援助を提供いたします。
- 私共は、特許権、著作権、商標権及びトレードシークレットの利用により、クライアントの方々が開発されたテクノロジー保護のご援助をし、また、知的所有権を保護するプログラムを設立、実行いたします。また、私共は商標権申請のための調査、商標権獲得の可能性を評価、申請書作成・提出、そしてそれらの申請に関して米国特許商標庁との連絡の取り合い等の業務を行います。また、私共では著作権申請の代行、そして非開示契約及び他の機密契約による、クライアントの方々のトレードシークレット保護のご援助もいたします。また、私共では特許申請に関するご援助もいたします。